

お知らせ

マイナンバーカード 日曜交付のお知らせ

問町民生活部住民課☎(57) 4 1 2 6

個人番号カードのお渡しは、役場開庁時間内ですが、平日来庁が困難な方のために、交付業務を行います。

☎ 8月28日(日) 9時～17時

☎ 町住民課

持参する物 カード交付の案内
ハガキ・通知カード・本人確認書類(運転免許証等)・印鑑
登録証(赤い手帳もしくは磁気カード)・住民基本台帳カード(お持ちの方)

国民健康保険限度額 適用認定証の申請

問町民生活部住民課☎(57) 4 1 3 6

限度額認定証は、国民健康保険に加入されている方が入院や外来診療を受けた場合の医療費の自己負担限度額を病院に示すものです。病院に保険証と認定証を提示すると、一か月の窓口負担額のうち、保険診療分の医療費が次の表のとおりになります。

自己負担限度額は所得に応じ

◎70歳未満の方

| 区分 | 所得要件 | 自己負担限度額 | 4回目以降 |
|----|--------------------------|-----------------------------------|----------|
| ア | 旧ただし書所得 901万円超 | 252,600円+ (医療費の総額-842,000円)×1% | 140,100円 |
| イ | 旧ただし書所得 600万円～901万円以下 | 167,400円+ (医療費の総額-558,000円)×1% | 93,000円 |
| ウ | 旧ただし書所得 210万円～600万円以下 | 80,100円+ (医療費の総額-267,000円)×1% | 44,400円 |
| エ | 旧ただし書所得 210万円以下 | 57,600円 | 44,400円 |
| オ | 住民税非課税 | 35,400円 | 24,600円 |

※旧ただし書所得とは、総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額です。

◎70歳から75歳未満の方

| 区分 | 外来(個人単位) の限度額 | 外来+入院(世帯単位) の限度額 |
|-------|------------------|---------------------|
| 低所得者Ⅱ | 8,000円 | 24,600円 |
| 低所得者Ⅰ | 8,000円 | 15,000円 |

※低所得者Ⅱ…世帯主およびすべての国保加入者が住民税非課税の世帯の方

※低所得者Ⅰ…世帯主およびすべての国保加入者が住民税非課税の世帯の方で、かつ世帯全員の所得が0円の世帯の方

て決まりますが、8月1日から27年分の所得がもとになります。認定証が必要な方は、8月1日以降に住民課に申請してください。

申請に必要なもの
保険証・印鑑

※70歳以上75歳未満の方は低所得者Ⅰ・Ⅱの方のみ対象です。

※自己負担限度額は1か月(各月1日～末日)の金額です。
※過去12か月のうちで自己負担限度額上限までの支払が4回目を以降の場合、自己負担限度額が下がります。
※差額ベッド代や食事代は自己負担限度額に含まれません。
※世帯に所得を申告していない方がいる場合、申告していただいた後に判定されます。
※国民健康保険税を納めていない場合、認定証を交付できないことがあります。

◎児童扶養手当の月額(平成28年8月から)

| | |
|---------------------|---|
| 子どもが1人の場合 | 全部支給 42,330円 一部支給 42,320円～9,990円 (所得に応じて決定されます) |
| 子ども2人目の加算額 | 定額5千円→ 全部支給 1万円 一部支給 9,990円～5千円 (所得に応じて決定されます) |
| 子ども3人目以降の加算額(1人につき) | 定額3千円→ 全部支給 6千円 一部支給 5,990円～3千円 (所得に応じて決定されます) |



8月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の第2子の加算額および第3子以降の加算額が変更されます。

ひとり親のご家庭へ大切なお知らせ
「児童扶養手当」の
加算額が変わります

問町民生活部住民課☎(57) 4 1 4 0